

令和 8 年度四日市市国民健康保険特定保健指導（積極的支援）業務
受託事業者 公募要領

1. 公募の概要

四日市市国民健康保険では、「高齢者の医療の確保に関する法律」、及び「四日市市国民健康保険第 4 期特定健診等実施計画」に基づき、特定保健指導（積極的支援）事業を実施しています。

本事業の目的は、特定健康診査の結果から生活習慣の改善が必要と判断された人に対してきめ細やかな継続支援を行うことで、対象者が自らの生活習慣における課題に気付き、自らの意志による行動変容によって健康課題を改善し、健康的な生活を維持できるようになるとともに、生活習慣病への移行を防ぐことです。

今年度の事業を外部委託にて実施するにあたり、高い専門性に基づく効果的な保健指導プログラムを実施できる事業者を広く募集します。

2. 契約件名

令和 8 年度四日市市国民健康保険特定保健指導（積極的支援）業務委託

3. 委託期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4. 委託業務量見込

特定保健指導（積極的支援）の対象者数見込：376 人

特定保健指導（積極的支援）の実施見込者数：37 人

5. 委託内容

「令和 8 年度四日市市国民健康保険特定保健指導（積極的支援）業務委託仕様書」の内容とします。

6. 応募条件

- (1) 病院などの一定の施設内で本事業を行う事業者（以下「施設型」という。）は、四日市市内及び三重郡から募集するものとします。
- (2) 厚生労働省告示第 92 号第 2「特定保健指導の外部委託に関する基準」の 2「施設、設備等に関する基準」を満たす施設で、受託者が保有する施設内で事業を実施する事業者、病院などの一定の施設の所持を問わず、四日市市内の公共施設で本事業を行う事業者（以下「巡回型」という。）は、全国から募集するものとします。

7. 応募資格

次の全ての事項にあてはまる事業者が参加する資格があるものとします。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律第 28 条の規定及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」（厚生労働省令第 157 号）第 16 条第 1 項、並びに「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 16 条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの」（平成 25 年厚生労働省告示第 92 号）第 2「特定保健指導の外部委託に関する基準」を満たしていること。
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律及び関連政省令・告示等を遵守し、「標準的な健診・保健指導プログラム（令和 6 年度版）」に沿って特定保健指導を実施できること。
- (3) 社会保険診療報酬支払基金に保健指導機関としての登録を済ませ、保健指導機関とし

て確定されていること。

- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 医療・健康等の諸問題に精通し、過去に同種の業務において実績があること。
- (6) 当該業務における本市の入札参加資格を有していること。
- (7) 公募開始の日から受託候補者の特定の日において、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準（平成21年6月1日施行）による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。

8. 応募方法

応募する事業者は下記書類（3部、申請書及び見積書は原本各1部）を所定の提出期限までに提出してください。プレゼンテーションは行いませんのでよく吟味の上、提出してください。

- (1) 申請書（第1号様式）
- (2) 委託業務提案書（第2号様式） ※シートに分かれています。

支援に関し、教材及び歩数計等他のツールを使用することが必須です。それらのサンプル、使用するアセスメント票及び印刷教材も同封してください。ただし、歩数計等のサンプルに関しては、前年度と同様のものを使用する場合に限り、提出の必要はありません。
- (3) 本業務の見積書（積極的支援、積極的支援（動機付け支援相当））（第3号様式）

見積の主表金額は、一人あたりの単価見積とし、税抜きの金額で表示し、厚生労働省「標準的な見積様式」を参考に記入してください。
- (4) 事業者概要（第4号様式）
 - ア. 事業者の概要がわかるパンフレット類
 - イ. 事業者の同種の業務にかかわる過去の実績を記したもの。
 - ウ. 特定保健指導従事者・統括者・管理者名簿（氏名及び職種）及びすべての有資格者の免許の写し（医師、保健師等）、従事者等の特定保健指導講習会の修了証の写し（修了証の写しを原則とするが、発行がない場合はそれに準ずる証明書）
 - エ. 統括者が常勤であることが証明できる資料（出勤簿の写しなど）
 - オ. 管理者が常勤であることが証明できる資料（出勤簿の写しなど）
- (5) 特定保健指導の外部委託基準に関する報告書（第5号様式）
- (6) 社会保険診療報酬支払基金への特定保健指導機関届出に関する報告書（第6号様式）

9. 募集期間

令和8年9月15日（火）～令和8年10月16日（金）

10. 公募要領の配布

四日市市役所保険年金課で配布するほか、四日市市ホームページからダウンロードできます。

11. 応募書類の提出期限

令和8年10月16日（金）17時15分（期限厳守）まで

12. 応募書類提出方法

開庁日の時間内(8時30分～17時15分)に事前連絡の上持参いただくか、又は書留郵便(期限必着)で提出するものとします。

※ 郵送の場合は封筒表面に「特定保健指導業務委託応募関係書類」と朱書きをしてください。

13. 応募書類提出先

四日市市役所 3階 保険年金課 管理係

送付先住所 〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号

14. 契約する条件

契約する条件は、以下のとおりとします。

- (1) 提案内容が、「令和8年度四日市市国民健康保険特定保健指導(積極的支援)業務委託仕様書」の内容に合致していること。
- (2) 下記委託基準審査項目が、四日市市の求める基準を満たしていること。
- (3) 四日市市の定める基準予定価格以下で見積金額を提示したものであること。

15. 委託基準審査項目

- (1) 事業者の特定保健指導に関する基本的な考え方、知識
- (2) 保健指導実施に関する専門性(スタッフを含む実施体制、同種の事業の事業実績、四日市市に対する支援体制、事業の評価方法など)
- (3) 保健指導プログラムの提案内容(支援ツールを含むサービスの質、実施日時の柔軟性や勧奨方法を含むサービスの提供量、実現可能性など)
- (4) 安全管理(個人情報の保護、事故予防対策、事故対応能力、苦情処理体制能力、保険の加入状況)

※ なお、審査に当たっては、上記事項についての照会及び資料の提出を求める場合があります。

16. 委託方法

上記委託する条件を満たすすべての事業者と契約します。契約事業者は、1事業者に限らず、複数になる場合もあります。

17. 委託契約スケジュール(予定)

- ・ 事業者の公募 9月15日(火)～10月16日(金)
- ・ 提出書類の確認・審査 10月28日(水)～11月6日(金)
- ・ 審査結果通知の送付 11月16日(月)まで
- ・ 委託内容、契約金額にかかる受託業者との打ち合わせ
11月16日(月)～20日(金)
- ・ 契約締結 11月30日(月)まで

18. 審査結果の通知

- ・ 応募事業者すべてに審査結果を郵送で通知します。

19. 委託業務内容に関する質問

委託業務内容に関する質問は、令和8年10月7日(水)17時まで、FAX又は電子メールにて受け付けます。なお、回答については、全応募事業者にFAX又は電子メールにて令和8年10月14日(水)正午までにします。

20. 接触の禁止

本件業務に従事する本市職員に対し、原則として接触を禁じます。

21. 提出書類の変更の禁止

一度受理された応募書類の、追加修正等の変更、差し替えは禁止します。

22. 申請書類の記載に虚偽があった場合の措置

申請書類の記載に虚偽があった場合は、無効とします。

23. 応募申請後の辞退

応募申請後に辞退する場合は、令和8年10月16日（金）17時までに辞退届を提出してください。

24. 応募申請及び受託事業者に対する費用負担

- (1) 応募申請書類等の作成、打ち合わせ等出席などに必要となる費用は、応募者の負担とします。
- (2) 受託業者決定後、契約締結までに行われる打ち合わせへの出席、資料作成など、委託契約の準備に関して必要な費用は、受託事業者の負担とします。

25. 情報公開

この応募に関する事項は、四日市市情報公開条例に基づき情報公開されることがあります。

※ 「動機付け支援（巡回型）」も応募する場合は、別途、「令和8年度四日市市国民健康保険特定保健指導（動機付け支援巡回型）業務受託事業者公募要領」により提出してください。

※ 社会保険診療報酬支払基金は、令和8年10月1日（火）より、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構へ名称変更されます。

<事務担当>

四日市市 保険年金課 管理係

〒510-8601

三重県四日市市諏訪町1番5号

電話：059-354-8158

ファクス：059-359-0288

E-mail: hokennenkin@city.yokkaichi.mie.jp